

福島県民医連 医学生奨学金貸与規程

第1条（目的）

本規定の定める奨学金制度は全日本民主医療機関連合会綱領及び医療福祉宣言に共感し、患者地域住民の立場に立つ親切でよい医師をめざす医学生を対象に、地域医療を担い患者地域住民の立場に立ち民医連医療の後継者となり得る医師を育成することを目的とする。

第2条（貸与の申請）

奨学金の貸与を希望する者は、次の書類を福島県民主医療機関連合会（以下福島県民医連）理事会に提出しなければならない。

- (1) 奨学金貸与申請書
- (2) 身上書
- (3) 履歴書
- (4) 在学証明書（又は入学証明書）
- (5) 健康診断書
- (6) 連帯保証人2名の保証契約書および各印鑑証明書
- (7) 福島県民医連所属事業所の医師の推薦書

2. 申請者が未成年のときは、申請人の署名に親権者の連署を必要とする。

第3条（貸与の決定）

福島県民医連理事会は貸与申請を受理したときこれを審査の上貸与の可否を決定し、貸与決定通知書を申請者に通知する。

2. 審査は次の基準により、県連医学生委員会・医師委員会での検討を経て行う。

- (1) 本人が福島県民医連の方針に沿いうる資質を有するかどうか。
- (2) 本人の学業に対する熱意の程度。
- (3) 保証人が責任を取りうる程度。

3. 貸与が決定された後、奨学生（奨学金貸与を認められた者をいう）は次の書類を福島県民医連理事会に提出しなければならない。

- (1) 奨学金の貸与・返還契約書

4. 前条第1項に規定する連帯保証人2名とは独立の生計を営み、当該学生の成業を援助し、且つ当該学生が違約金を支払わなければならない時は連帯して支払うことの可能な者とする。

第4条（貸与額）

奨学金の貸与額は月額15万円とする。

第4条の2（特別貸与金）

特別の事情のある医学生に対して、特別貸与金として最大月額10万円（1万円単位）を貸与することができる。ただし、この貸与金は第9条第2項における返還の見なし規定の適用を受けない。

第5条（貸与の方法）

奨学金の貸与は、毎月25日とする。但し、貸与日が土曜日又は休日に当たるときはその前日とする。

2. 奨学金は、申込みのあった月から貸与を開始し、卒業する日の属する月まで毎月貸与する。

第6条（奨学生の義務）

奨学生には次の義務がある。

- (1) 専心努力して勉学に励むこと
- (2) 福島県民医連の事業所での実習、民医連主催で医学生向けの各種の行事に参加し、民医連の活動を実践的に学ぶこと
- (3) 月1回開催される奨学生会議に参加すること

第7条（貸与の停止）

福島県民医連理事会は、奨学生が次の各号の1に該当するときは、貸与を停止し、奨学生はただちに貸与奨学金を一括返還しなければならない。但し、特別の事情がある場合は福島県民医連理事会と当事者が協議して決める。

- (1) 退学した場合
- (2) 死亡した場合
- (3) 奨学生が辞退した場合
- (4) 成業の見込みがないと認められる場合
- (5) 本人の状態が第1条の目的と合致しなくなった場合

2. 返還の方法は第9条第1項に準ずる。

第8条（削除）

第9条（返還）

奨学生が卒業後、2年以内に免許を取得しなかった場合、または卒業臨床研修を終了しなかった場合、もしくは卒業臨床研修終了と同時に福島県民医連加盟事業所に勤務しなかった場合は、奨学金として貸与された金額に、貸与開始の時から利子（年利3%）を付して、ただちに一括返還する。但し、福島県民医連理事会が特別の事情があると判断し決定した場合は、減額・延期・分納等の処置を講じることができる。

2. 奨学生が、福島県民医連加盟の事業所で勤務した場合は、医師法に基づく卒業臨床研修期間を含め貸与期間の1.0倍の勤務した期間をもって返還したものとみなす。

3. 奨学生が福島県民医連加盟事業所で、貸与期間の1.0倍の期間を医師として勤務しない場合は次の計算により算出された金額を返還する。

$$(\text{貸与期間の1.0倍の期間の月数}) - (\text{勤務月数}) = A$$

$$(\text{貸与奨学金額} + \text{利子}) \times A \div (\text{貸与期間の1.0倍の期間の月数}) = \text{返還額}$$

勤務月数の算出に当たって、月の途中で勤務・退職した場合の端数計算上13日以上勤務した場合は1ヶ月と見なし、また医師法に基づく卒業臨床研修期間は勤務期間には含むものとする。

第9条の2（返還の猶予）

奨学生が卒業後5年以内に福島県民医連加盟事業所における勤務開始を希望し、所定の書類を提出した場合は、前条第1項の規定にかかわらず、福島県民医連理事会が必要と認める期間、奨学金の返還を猶予することができる。この場合、猶予期間終了後の返還については、前条の規定を準用する。

第10条（その他）

この規定にない事項が発生した場合は、福島県民医連理事会が判断し、決定する。

第11条（改正）

この規定の改正は福島県民医連理事会で行う。

付則 この規定は1997年12月26日から施行する。

この規定は1998年11月27日一部改定し、施行する。（返還時の金利改定）

この規定は2003年9月26日に改定し、施行する。（貸与規定への改定）

この規定は2007年8月24日に改定し、施行する。（貸与金額の改定、特別貸与金の創設）

この規定は2008年1月25日に改定し、施行する。（返還猶予条項の新設）

この規定は2012年10月1日に改定し施行する。（貸与額、返還規定、返還猶予の改定）